

毎週火、金曜日発行(但休日^{*}に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正に伴う勤務替について

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会 委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する

規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和二十七年四月鳥

取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。第八条を次のように改める。

第八条 事務局に次のとおり支所を設けその所管区域内の事務の一部を分担する。

位置	名称	所	管	区	域
鳥取市	東部支所	鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡			
倉吉市	中部支所	倉吉市、東伯郡			
米子市	西部支所	米子市、西伯郡、日野郡			

2 西部支所長において必要と認めるときは、日野郡に關する所掌事務の処理に当らせるため教育委員会の承認を得て日野郡に連絡所を置くことができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第二号

事務局 一般

